

別添参考様式1号（別記2別紙様式第3号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 神奈川県

策定： 令和5年3月10日

変更： 年 月 日

I 収益性向上対策

1 目的

本県の農業は、農家一戸あたりの耕地面積は全国平均に比べて小さいながら、野菜や花きを中心に高い技術力を生かして農地を高度に利用した土地生産性の高い経営が行われ、県民に新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、生活にうるおいを与える緑の空間を提供するほか、洪水調整などの多面的な役割を果たしている。一方、農業の担い手の減少や高齢化が進んでおり、農業就業人口に占める65歳以上の割合が過半数を占めるなど担い手の育成・確保などが課題となっている。

本県の農業を持続的に発展させるため、多彩な人材や業種が身近にあるという都市農業のメリットを最大限に生かした「強い農業かながわモデル」を構築するため、県民の求める「食」の提供などの視点を軸に重点的に施策を展開し、県民と一体となった都市農業の振興と農業・農地の多面的機能の発揮を図り、神奈川のポテンシャルを生かした地域活性化を推進してきた。

令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえ、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、それぞれの地域が持つ強みを活かして起こすイノベーションの促進やスマート農業の活用を支援することにより、競争力強化を図る取組を加速化させる必要がある。

このため、本県の農業について、①かながわ農業活性化指針、②農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、③神奈川県水田フル活用ビジョン、④神奈川県果樹農業振興計画、⑤神奈川県花き振興計画、⑥神奈川県茶業振興計画との整合を図りつつ、横浜・川崎地域、三浦半島地域、湘南地域、県央地域及び県西地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての収益性の向上に向けた取組を総合的に支援することとする。

2 基本方針

作物名	
水稻（米）	<p>米については、需要動向や集荷業者等の意向を勘案して、計画的な生産を行いながら、作業の効率化や機械作業の集約化などにより生産コストの削減又は集出荷・加工コストの削減に取り組むこととする。</p> <p>○ 生産コスト10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none">・ 農業用高性能機械の導入により、作業効率化を推進する。・ 中心的経営体の機械作業の集約化を推進する。・ 共同育苗施設の整備を推進する。

	<p>○ 集出荷・加工コスト10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな乾燥調製施設の整備を推進する。 <p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <p>生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設）</p> <p>集出荷・加工コスト削減→集出荷・加工施設等の共同利用施設のための計画の場合は、集出荷・加工コストで比較することも可能とする</p>
<p>野菜 （施設野菜、露地野菜、 野菜苗）</p>	<p>野菜については、都市と共存しながら安定した生鮮食料供給基地として、都市農業の振興を図るために、農用地の効率的利用を推進する近代化施設の整備を進める必要がある。そのため、マーケット・インの発想を活かした取り組みや、6次産業化の推進、農産物のブランド化、生産量の増加、市場等への安定的供給、県産農産物の県民へのPRなど知名度向上の取組により、流通体制の確立や販路拡大、加工販売施設の計画的な配置及びその整備を推進し、施設整備や複合環境制御装置等の導入により販売額又は所得額の向上及び生産コストの削減に取り組むこととする。</p> <p>特に、県内各地域においては、地域ごとに特徴ある産地の形成が行われていることから、次のような視点にて取り組みを行っていく。</p> <p>横浜・川崎地域：限られた農地を効率的に活用するため、先進技術等を導入した施設園芸産地として、軟弱野菜の生産を振興する。</p> <p>三浦半島地域：生産性の高い大規模露地野菜産地として、消費者のニーズにあった優良品種の導入、省力化技術を取り入れた生産技術の普及により新鮮で安全な野菜生産を振興する。</p> <p>湘南地域：施設園芸や露地野菜との複合産地として確立するため、豊富な地域資源を有効活用し、環境への負担の少ない持続性の高い農業生産を推進する。</p> <p>県央地域：都市近郊産地として、新鮮で安全な農産物の地産地消体制を確立するため、先進技術等を導入するとともに、環境への負担の少ない持続性の高い農業生産を推進する。</p> <p>県西地域：消費者ニーズに応じた複合産地化を進めながら、環境への負担の少ない持続性の高い農業生産を推進する。</p> <p>○ 販売額又は所得額10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低コスト耐候性ハウスやパイプハウスの導入により、施設野菜産地の形成を推進する。 ・ 栽培環境データに基づいた複合環境制御装置の導入により、収益性の高い施設野菜産地の形成を推進する ・ 機械化一貫体系の導入により収益性の高い露地野菜産地の形成を推進する。 ・ 高品質かつ安定生産につながる設備・資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組を推進する。 <p>○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マーケット・インの発想に基づき実需者のニーズに対応した生産・流通体系の構築や産地の形成を推進する

	<p>ため、必要に応じて上記の取り組みを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 省力化機械の導入により野菜栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進する。 ○ 集出荷コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集出荷施設の再編合理化を推進する。 <p>【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】 販売額又は所得額の増加→農業者の総販売額又は総所得額（又は単位面積あたりの販売額又は所得額）で比較（当該作物に限定して算出することも可とする）</p> <p>【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】 契約栽培の増加→農業者の契約率で比較</p> <p>【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減→農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設） 集出荷・加工コスト削減→集出荷・加工施設等の共同利用施設のみの計画の場合は、集出荷・加工コストで比較することも可能とする。</p>
花き	<p>花きについては、地産地消の推進、花育の推進、新たな活用場の拡大、生産の担い手の育成・確保と経営の安定に取組むことを基本としつつ、施設園芸における生産コストの低減や生産物の品質向上に向けた設備の導入により、販売額又は所得額の増加や生産コストの削減に取り組むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産物の品質向上に向けた設備導入の取組を推進 ○ 生産コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産コストの低減に向けた設備導入の取組を推進 <p>【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】 販売額又は所得額の増加→農業者の総販売額又は総所得額（又は単位面積あたりの販売額又は所得額）で比較（当該品目に限定して算出することも可とする）</p> <p>【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減→農業者の全生産コストで比較</p>
茶	<p>茶については、生産者の高齢化や荒茶工場等の老朽化が進んでいる現状を踏まえ、生産体制の省力化や高度化を進め</p>

るとともに、荒茶工場等の共同利用施設の再編合理化を進めるものとする。

- 販売額又は所得額10%以上の増加
 - ・ 品質、機能性など、消費者ニーズに対応した茶生産に向けた施設、機械等の導入の取組を推進
- 生産コスト10%以上の削減
 - ・ 生産コストの低減に向けた施設、機械等の導入の取組を推進
 - ・ 荒茶工場等の共同利用施設の整備及び再編合理化を推進

【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】

販売額又は所得額の増加→農業者の総販売額又は総所得額（又は単位面積あたりの販売額又は所得額）で比較

【コスト削減効果の比較の考え方】

生産コスト削減→農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設）

集出荷・加工コスト削減→集出荷・加工施設（荒茶工場等）のみの計画の場合は、集出荷・加工コストで比較することも可能とする。

※生産コストまたは集荷コストの低減、販売額または所得額の向上、契約栽培の割合の向上について、事業実施期間を1年間とするものについては、「10%以上の」とあるのを「6%以上の」と読み替えたものを成果目標として設定できるものとする。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（各地域県政総合センター、農業技術センター等）や市町村、農協と連携し、推進・指導に当たるものとする。

(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である都道府県（各地域県政総合センター、農業技術センター）又は市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。

また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等の管内の関係者（県、市町村、農協等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
水稲（米） 野菜（施設野菜、露地野菜、野菜苗） 花き 果樹 茶	整備事業に係る取組要件については、国の要件を準用することとする。 ○ 補助対象施設 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付等要綱」という。）の別表2のⅡ整備事業メニュー欄の1に掲げる施設を助成対象とする。 ○ 取組要件 交付等要綱の別記2の別紙1、別紙2、共通1及び共通2の要件等をクリアする取組を事業対象とする。

（注）整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
水稲（米） 野菜（施設野菜、露地野菜、野菜苗） 花き 果樹 茶	○ 取組要件 交付等要綱の別記2の別紙1の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○ 補助対象機械及び資材 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等と整合させつつ、本事業の成果目標の達成に必要不可欠な機械（導入及びリース導入）、資材を助成対象とする。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
	該当なし

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

計画申請並びに請求時には、次の関係書類の添付をするものとする。

I 基金事業

1 計画申請時

(1) 整備事業

①概算設計書や見積書等の事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置図、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規程など、⑥前年度の青色申告書（農業者の場合）

(2) 生産支援事業

申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数・購入量などの算定根拠、見積書、カタログなど

2 請求時

(1) 整備事業

・出来高設計書など

(2) 生産支援事業

・導入等に係る入札関係書類、発注書、リース契約書、借受証、納品書、領収書（支払済みの場合）など

II 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。なお、確認方法についてはIの1の(1)整備事業及びIの2の(1)整備事業に準じて行うこととする。

6 取組主体助成金の交付方法

的確な事務手続きが行えるよう、県から市町村を通して事業実施者に交付を行う。（整備事業、基金事業）

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

《事業実施前に周知すべき重要事項を作成し地域協議会等を通じて取組主体に周知》

- 契約に当たっての条件：過剰とみられるような施設整備及び機械等の導入を避けるため、一般競争入札等により徹底した事業費の低減が図られるよう努めること。
- 助成金の返納：助成金を受けた後に交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該助成金の全額又は一部を速やかに返納すること。
- 助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納：申請後に当該助成金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合は、消費税相当額分を返納すること。
- 財産の管理：助成対象経費により取得し、又は効用を増した財産については、事業完了後においても、注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効率的な運用を図ること。
- 財産処分の制限：処分制限期間内において、補助事業で得た処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ県知事及び農林水産大臣の承認を受けること。
- 取組主体事業計画の評価：取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を市町村を経由して地域協議会長等に報告すること。

8 その他

--